小郡都市計画地区計画の変更

小郡都市計画 小板井地区地区計画を次のように変更する。

	名	**************************************	尔	小板井地区地区計画				
	位	置	<u> </u>	小郡市大字小板井の一部及び稲吉の一部			の一部	
	面	秱	其	19. 9ha				
地区] 什	Щ (の目標	小板井地区は、小郡市のほぼ「要幹線道路である都市計画道路本地区は狭隘道路や接道不良みられ、これらに対応する道路等境との調和を図りつつ、良好な居	原田駅・東福童 による居住環境 の一体的な整備	線が通る利便り 悪化と主要幹が で図りながら、	線道路沿線に利便施設の立地が 一定の街並みの誘導と周辺環	
	区域の整備・開発	± 02	: 地 利 用) 方 針	良好な中低層住宅地の形成を図るため、地区を4地区に区分して、次のような土地利用の方針を定める。 A地区 良好な住宅地の形成を基本とし、必要に応じて沿道型の利便施設等の立地にも対応する調和 した土地利用の促進を図る。 B地区 良好で閑静な居住環境の形成を図り、良好な住宅市街地の形成及び保全を図る。 C・D地区 住宅、一定規模の店舗・事務所等が立地できる地区とし、周辺の既存市街地と調和した居住環境の形成及び保全を図る。				
	及び保全に関す		地区施設)整備方針	接道不良や狭隘道路の解消を目標とし、土地利用と一体的な新設道路整備を図ることとし、既存の狭隘道路については、『小郡市における農地転用および建築行為に係る後退道路用地に関する整備要綱』に準じて、道路の拡幅整備を図る。				
	る方針			建築物の用途、高さ,意匠及び壁面の位置の制限等をすることにより、快適でゆとりある居住境の形成及び保全を図る。 敷地の細分化とそれに伴う建築物の建てづまりを防止するため、建築物の敷地面積の最低度を定める。また、良好な景観誘導を図るため、建築物の形態又は意匠及び緑化率の制限をめる。				
				地区施設の名称	幅	員	延長	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道 路	区画道路	4r	n	1, 551m	

	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区
	地区少区为	地区の面積	9. 5ha	5. 3ha	3. 1ha	2. 0ha
			建築できる建築物 は、次の各号に掲げる 建築物とする。	建築できる建築物 は、次の各号に掲げる 建築物とする。	建築できる建築物 は、次の各号に掲げる 建築物とする。	建築できる建築物 は、次の各号に掲げる 建築物とする。
地			1 住宅、共同住宅 2 住宅で事務所、店 舗その他これらに類 する用途を兼ねるも ののうち建築基準 法施行令(以下「政 令」という。) 第130条の3で定め るもの	1 住宅、共同住宅 2 住宅で事務所、店 舗その他これらに類 する用途を兼ねるも ののうち建築基準 法施行令(以下「政 令」という。) 第130条の3で定め るもの	1 住宅、共同住宅 2 住宅で事務所、店 舗その他これらに類 する用途を兼ねるも ののうち建築基準 法施行令(以下「政 令」という。) 第130条の3で定め るもの	1 住宅、共同住宅 2 住宅で事務所、店 舗その他これらに類 する用途を兼ねるも ののうち建築基準 法施行令(以下「政 令」という。) 第130条の3で定め るもの
区	建		3 店舗の用途に供す る部分の面積が 3,000㎡以下の店舗 飲食店(風俗営業等	3 店舗の用途に供するもののうち政令 第130条の5の3及び都市計画法第34条	3 店舗の用途に供するもののうち政令 第130条の5の3及び都市計画法第34条	3 店舗の用途に供するもののうち政令 第130条の5の3及び都市計画法第34条
	築		の規制及び業務の 適正化等に関する 法律第2条第1項第 1号から第7号、及び	第1項で定めるもの で、その用途に供す る部分の面積が 500㎡以内で2階以	第1項で定めるもの で、その用途に供す る部分の面積が 500㎡以内の店舗で	第1項で定めるもの で、その用途に供す る部分の面積が 500㎡以内の店舗で
整	物 に		同条第6項各号に規 定する営業を営む 施設は除く) 4 事務所等でその床 面積が3,000㎡以下	下の店舗で具体的 に次のもの 日用品販売店舗、 喫茶店、理髪店、	具体的に次のもの 日用品販売店舗、 喫茶店、理髪店、 建具屋等のサービス 業店舗 物品販売店	具体的に次のもの 日用品販売店舗、 喫茶店、理髪店、 建具屋等のサービス 業店舗 物品販売店
備	関 建	:築物等の 途の制限	限 以下のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設は除く)6 幼稚園、小学校、中学校、高等学校7神社、寺院、教会等		のうち、その用途に供 する部分の面積が 500㎡以内のもの 5 幼稚園	業店舗、物品販売店店舗、飲食店、銀一店、銀子店、銀子店、銀子店、銀子店、銀子店、宅地建物業用店、宅地建工工作。 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1
計	する			5 神社、寺院、教会等 6 巡査派出所、公衆 電話所その他これら に類するもので、政令 第130条の4で定める		
	事		8 巡査派出所、公衆 電話所その他これら に類するもので、 政令第130条の4で 定める公益上必要な	公益上必要な建築物 7 病院、診療所 8 老人ホーム、保育 所、身体障害者福祉 ホームその他これら	電話所その他これら に類するもので、政令 第130条の4で定める 公益上必要な建築物	これらに類する 政令第130条の4で 定める公益上必要な
画	項		建築物 9 病院、診療所 10 老人ホース、保福 所、身体ので害者れら 所、身体ののものである。 に類社は一ででである。 に類社は一でである。 に類社は一でである。 に類は一でである。 に対している。 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、 にが、	に類するもので児童 福祉法第7条及の2 福祉法第5条の2 及び第5条の3に規 定するもの事庫で成功の 10 のもの(3階以上に のものをその所分とのの があるものを、米屋、 で成立 で成立 のもの(3階以上に でなる。 で成立 で成立 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	8 病院、診療所 9 老人ホース、保育 所、保育 所、よ身体障害者れら に類するものの に類は法第7条及の に類は法第5条の3に 福祉法第5条の3に でするもの 10 自動車庫で床 のもの(3階以上の のもの(3階以上の のものを でいるものを除く)	9 老人ホーム、保育 所、身体障害者福祉 ホームその他これら に類するもので児童 福祉法第7条及び老 人福祉法第5条の2 及び第5条の3に規 定するもの

地	建築	建築物等の用途の制限	途に供するものを 除く。) 12 パン屋、果屋、東京、果屋、 東屋、東京、東京、 東京、東京、 東京、東京、 東京、 東京、 東京、 東京、 東京	場の床面積が50㎡ 以下で2階以下のも の 11 前各号の建築物 に付属するもの (政令第130条5の5 で定めるものを除く)	腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、 自転車店積が50㎡ 以下のもの 12 危険性や環境を 悪化させるおい工 で作業場の下の建築 が50㎡以下の建築が が50㎡以下の建築が に付属するもの (政令第130条5の5 で定めるものを除く)	腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下のもの 12前各号の建築物に付属するもの (政令第130条5の5で定めるものを除く)
区	物	建築物の高 さの最高限 度			10m	
整	に関	容積率の最 高 限 度				
備	す	建ペい率の最高限度	60%			
計	る	建築物の敷 地面積の最 低 限 度	165 m²			
画	事 項	壁面の位置 の 制 限	建築物のうち、店舗・ 飲食店、ホテル・旅館 等でその床面積が500 ㎡を超えるものについ ては、外壁又はこれに 代わる柱の面から道路 及び隣地境界線までの 距離は1.5m以上とする。 その他建築物につい ては1m以上とする。			
	壁面後退区域には工作物等を設置してはならない。ただし、次の各号のいずれかに記 壁面後退区 のについてはこの限りではない。 域における 1 道路交通標識等公益上必要なもの 工作物等の 2 自己の店名を表示した屋外広告物、誘導サイン 設置の制限 3 路線バス停留所の上屋 4 公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物			いずれかに該当するも		

地区整備	建物す項	建築物等の形態 の制 限	かつ25㎡以下とする。ただし、表示する建築物の壁面の垂直投影面積が500㎡を超えるもの
計		垣もしくは柵 の構造の制 限	
画	事項		A地区において、建築物のうち店舗、飲食店、ホテル旅館等でその床面積が500㎡を超えるものについては、敷地面積に対して3%以上の緑地化をすること。

理由書

<u>小郡都市計画地区地区計画を変更する理由(小郡市決定)</u> (小板井地区 地区計画)

小板井地区は、小郡市のほぼ中央に位置し、北側には、国道500号が東西に、主要幹線道路である都市計画道路原田駅東福童線が通る利便性が高い住宅地です。

当初狭隘道路や接道不良による居住環境悪化と幹線道路沿線に利便施設の立地が予定され、これに対応する道路等との一体的な整備を図りながら、一定のまちなみの誘導と周辺環境と調和を図りつつ、良好な住環境の保全・形成を目標として、平成21年に都市計画決定されています。

変更理由は、宅地開発事業などを行うに当たり、地区施設として定められた地区内の区画道路の配置の一部を変更することにより、安全性及び利便性を図る土地利用を推進し、地区の居住環境を向上させるものです。

変更内容は地区内の区画道路の配置の一部を変更することによる有効的な土地利用を促進するために、路線数の減少に伴う幅員4メートルの道路の延長距離の減少です。